公益社団法人日本水道協会東北地方支部規則

（平成24年7月5日第81回総会議決）

（名称及び構成）

第1条　本支部は，公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）東北地方支部と称し，支部区域内の日本水道協会会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

（目　的）

第2条　本支部は，支部区域内において日本水道協会定款第3条の目的を達成するため，諸般の調査研究その他必要な事業を行い，かつ，会員相互の連携を強化することを目的とする。

（会　員）

第3条　本支部の会員は，日本水道協会定款第7条に定めるとおり，次の3種とする。

（1）正会員　次のいずれかに該当する者とする。

①　水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか，または複数を経営する地方公共団体または法人

②　専用水道を設置する法人または団体

（2）特別会員　次のいずれかに該当する者とする。

①　水道について学識または経験ある個人

②　水道に関連ある国または地方公共団体の行政機関

③　水道に関連ある独立行政法人

（3）賛助会員　水道に関連があり，本協会の目的達成に賛同する法人または団体とする。

（役　員）

第4条　本支部に次の役員を置く。

支部長　 1名

幹事　12名

会計監事　 2名

2　前項の役員は，第9条に規定する支部総会において会員から選任し，日本水道協会理事長（以下「理事長」という。）に報告する。

3　幹事は各県2名とする。

4　第1項に規定する役員の任期は2年とする。ただし，その終期は，任期満了の年の支部総会終結の日とし，再任を妨げない。

（役員の職務）

第5条　支部長は，支部の事業を総括し，本支部を代表する。

2　幹事は，事業運営の重要事項について協議し，支部長に事故あるときは，幹事会においてあらかじめ定めた順序により，その職務を代理する。

3　会計監事は，支部の会計を監査する。

（役員の補選）

第6条　役員に欠員を生じたときは，補欠者を選任し理事長に報告する。ただし，支部長において業務執行上支障がないと認めたときは，直後に開催される支部総会までこれを行わないことができる。

2　補選された者の任期は，前任者の残任期間とする。

（災害応援）

第7条　本支部の区域内において災害等が発生したときは，会員相互の連絡を密にするとともに，災害時に必要となる飲料水の確保などの各種救援活動に協力するものとする。

2　本支部の区域外において災害等が発生したときについても，同様とする。

（事務局）

第8条　本支部の事務局は仙台市水道局内（仙台市太白区南大野田29番地の1）に置く。

2　支部事務局に事務局長を置くことができる。

3　支部事務局に職員を置くことができる。

（支部総会）

第9条　支部総会は，原則として毎年１回以上これを開催し，支部規則の制定，改廃，その他の事項を協議し，または議決する。

2　支部総会は，正会員の3分の1以上より目的を示して請求があったときは，これを開催するものとする。

3　支部長が緊急を要すると認めたときは，臨時支部総会の招集に代えて，書面で会議の議事を決すること，または，幹事会の議決によることができる。

（幹事会）

第10条　本支部の役員のうち支部長及び幹事は，幹事会を構成し，支部総会に付議すべき事項，支部総会から委任された事項，その他支部の運営に関する重要事項を協議し，決定する。

2　支部長が緊急を要すると認めたときは，書面により幹事会の議事を決することができる。

（会議の招集・議長等）

第11条　支部総会及び幹事会は，支部長がこれを招集する。

2　支部総会の議長は，開催地の代表とし，幹事会の議長は支部長とする。

3　支部長は，支部総会及び幹事会に提出しようとする事項を，なるべく会期5日前までに通知するものとする。

（議　決）

第12条　支部総会の議事は，正会員の3分の1以上が出席し，その過半数をもって決し，可否同数の場合は，議長の決するところによる。ただし，この規則を変更する場合は，正会員の2分の1以上が出席し，その3分の2以上の同意がなければならない。

（全国総会への議案の提出）

第13条　支部総会において全国総会に提出すべき事項が決定したときは，支部長は，各事項に提案の理由を付し，理事長に提出するものとする。

（議決内容の報告）

第14条　支部長は，支部総会及び幹事会で議決した事項について，速やかに理事長に報告するものとする。

（研究部会）

第15条　本支部は，支部区域内の水道に関する専門的事項の調査研究のため次の研究部会を設ける。

事務研究部会

技術研究部会

2　研究部会ごとに委員若干名をおく。委員は，所属する研究部会の会務を審議し，研究部会の運営にあたる。

3　各研究部会の委員から部会長をおき，部会長は研究部会の議長となる。

4　研究部会の委員は支部長が委嘱する。

5　その他，研究部会の運営に必要な事項は支部長が別に定める。

（会計年度）

第16条　本支部の会計年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

（会　費）

第17条　会員は別表第１に定める会費を毎年度負担しなければならない。

2　前項の会費は毎年4月1日から6月末日までに納入しなければならない。

（会議参加費）

第18条　支部長は事業を実施する場合において必要と認めるときは，各種会議・講習会等の事業に参加する者から会議参加費を徴収することができる。

2　各種会議・講習会に係る会議参加費は支部長が別に定める。

（経　費）

第19条　本支部の経費は支部等活動資金，会費，寄付金及びその他の収入（雑収入）をもってこれに充てる。

（会　計）

第20条　本支部の会計処理は，「公益社団法人日本水道協会会計規程」によるものとする。

（その他）

第21条　この規則に定めるもののほか，必要な事項については，支部総会若しくは幹事会の議決を得て，支部長が別に定める。

付　則

１　この規則は，公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。

２　日本水道協会東北地方支部規則は，公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止する。

３　公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において，日本水道協会東北地方支部区域内における社団法人日本水道協会の会員であった者は，公益社団法人日本水道協会定款の実施日において本支部の会員とみなす。

４　日本水道協会東北地方支部の財産は，これを本支部に引き継ぐものとする。

５　公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において，日本水道協会東北地方支部の役員であった者は，それぞれこの規則に規定する役員に選任されたものとみなす。ただし，公益社団法人日本水道協会定款の実施日において会員でない者を除く。

別表１〔会　費〕

公益社団法人日本水道協会東北地方支部規則第17条の会費を次の表のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 会員の種類 | 会　費 |
| 正会員 | 公益社団法人日本水道協会の年会費の100分の45に相当する額（100円未満の端数切捨て） |
| 賛助会員 | 年額　10,000円 |
| 特別会員 | 無料 |